

印鑑登録のご案内

登録のできる方	○ 柏崎市に住所のある方（15歳未満の方はできません） ※成年被後見人の方は、事前に市役所市民課にお問い合わせください。
---------	---

登録申請のできる場所	柏崎市役所市民課、西山町事務所
登録できる時間	月～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：00（月曜は本庁のみ19：00） 土曜日（祝日を除く） 8：30～12：00（本庁のみ）
登録できない印鑑	I 大きさ8mm～25mm以下に該当しないもの II 氏名以外のものを併せて表している印 III 変形しやすい材質のもの IV 他の人が登録している印、欠けている印など、印鑑として適当でないもの

本人が申請	即日登録○	① 本人確認ができるもの	官公署発行の顔写真入りの身分証明書（例：免許証・パスポート・障害者手帳等）が必要です。 注：健康保険証では即日登録できません
		② 上記①の身分証明書をお持ちでない方	☆保証人が必要 保証する方（柏崎市で印鑑登録している方）が保証人欄を記入してください。保証人の印鑑登録番号の記入と実印の押印が必要です。
代理人による申請	即日登録×	③ 本人確認ができず、保証人もいない方	本人が登録する印鑑をもっておいでください。照会書を作成して郵送します。その中の回答書を持参のうえ、登録にもう一度においでいただきます。
	即日登録×	代理権授与通知書（委任状）	登録する人本人が「登録者欄」「代理権授与通知書欄」の2つを記入してください。代理人の方が「代理申請者欄」を記入し、登録する人の実印をもっておいでください。登録する本人宛に照会書を作成し郵送します。その回答書を本人に記入してもらい、代理の人にもう一度登録にきていただきます。

登録手数料 1件 300円

お問い合わせ 市民課市民窓口係 TEL 23-5111 内線1003